

リスト

伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点

〈その一〉全般的批判と工学的問題点

小出裕章

て、「公平の見地から、当該原子炉が安全である」と判断したことに相当性があることは、原則として被告の立証すべき事項であると考える」(同、Ca-04)と述べておきながら、その立証の範囲を極めて狭く限定した上、その範囲においても、主張が対立した場合には全て被告の主張を、根拠の提示のないまま採用してしまうことになったのである。

八 “専門家”を“基準”に代えることはできない

長がこの訴訟を担当した四人目の裁判長であり、ほとんど事実審理に関与していない。従って、この判決に対しては、すでに多くの科学者が疑問を表明している。「科学裁判」と言われ、四年八ヶ月の歳月と、原告側一人、被告側九人の専門家を証人とした伊方原発訴訟は、四人の裁判長である柏木賢吉裁判長の下に判決が言い渡された。この判決は、一言で言えば、非科学的判決である。

そもそも裁判とは、原告・被告両者の主張を比べて裁判官自らの判断を示すべきものであるし、また特に科学においては、異なる主張のうち一方を採用する場合には、明確かつ合理的な根拠が必要である。しかし、伊方原発訴訟の第一審判決はそうならない。判決理由書は多くの点で科学的に誤っているほか、そのほとんどが被告の主張の羅列であり、そ

原告代表川口寛之氏は、この判決を受けて、「住民は自衛手段として実力阻止するしかなくなった。裁判所がそれをわれわれに強制したのだ。」(四月二十五日毎日新聞夕刊)と語っているが、こうしての「許されてる」と結論し、かつ、安全審査には「多数の専門家」が関わっている。しかし、伊方原発訴訟の第一審判決が“判決”として認められる限り、こうした住民の声は絶えることが無いだろう。

(判決理由 Ca-39) の実験・実証があれば「原子炉の設置を許す」とが、(同、Ca-11) として、原子炉の設置許可に関しては「基準」の存しないことを認めた上で、「多数の専門家」の判断に委ねる方法を認めていた。また判決は、住民の意見を集約する公聴会の開催が望ましいが、それがなされなかつたからといって“違法”ではなく(同、Ca-15)、更に「原子炉設置に反対する住民や技術者・研究者等の反対意見を十分調査は握し、これを採用せぬ場合には

□ 非科学判決を生んだもの

非科学判決を生んだ原因は、柏木裁判

1978.7.1 (No.668)

リスト

科学的・合理的理由と実験的根拠を明示すべきである旨の原告らの主張にはその法的根拠がない」(同、Ca-38)という原則は原子力の平和利用を担保しようとする原則であるから、この三原則が、原子力の平和利用方法である発電用原子炉の設置許可処分手続を直接規制するものと解することはでき」(同、Ca-9)安全審査資料の公開も必要ないと述べている。

反対派の意見聴取、回答、資料公開の

いざれも必要でない上、法的な「基準」が存在しないのであるから、原子炉の安全性の確認はただひとえに「多数の専門家」の判断に委ねられてしまう。しかし、判決自身も認めていたように原子炉の安全性については「学界にも意見の対立」(同、Ca-15)があるにも拘らず安全審査会には、原子力発電に反対する学者は一人も入っていない(被告側内田秀雄証人証言)のであるから、これでは一方の専門家による恣意的判断を容認したことになり、初めから原子炉は安全だという結論が出ていたことを判決が容認してしまうことになる。

また、特に伊方原発の安全審査においては、重要な地震・地盤関係を担当する筈であった木村耕三審査委員が、一度も会議に出席しておらず、この点に関する審査は、「専門家ではないが、一通りの知識は持っている」と言う大崎順彦審査委員が担当したというのである(判決は、垣見・松田両調査委員が慎重に審査したと述べている(同、Cd-14)が、調査委員には審査の権限はなく判決の誤認は明白)。大崎委員は、地震、地盤に関する「高度の専門家」ではないから、伊方原発の安全審査においては「高度の専門家」の判断という最低限の保証すら確保されていなかつたことになる。

知識は持っている」と言う大崎順彦審査委員が担当したというのである(判決は、垣見・松田両調査委員が慎重に審査したと述べている(同、Cd-14)が、調査委員には審査の権限はなく判決の誤認は明白)。大崎委員は、地震、地盤に関する「高度の専門家」ではないから、伊方原発の安全審査においては「高度の専門家」の判断といふ最低限の保証すら確保されていなかつたことになる。

二 溫排水の審査欠如

現在の軽水炉の発電効率は約30%セントであり、原子炉内の発熱のうち残りの70%セントは温排水として海へ棄てられている。この温排水による生態系への影響は、けっして無視できないものと考えられているにも拘らず、温排水の審査は安全審査の対象でないと退けられている。これは、原子炉等規制法(同条一項四号の解釈を誤ったものと考えられるが、科学的観点からも疑問を感じるを得ない)。

二 工学的問題点

口 爭点について根拠の明示なしに被告の主張を採用

判決では、①安全確保に対する配慮②燃料及び炉心の健全性③蒸気発生器細管の健全性④原子炉圧力容器及び一次冷却系配管の健全性⑤地盤⑥地盤⑦耐震設計⑧事故対策と工学的安全防護設備の健全性⑨ECCS、等全ての項目において被告の主張が羅列され、最後に「(被告の主張は) いざれも認められる」と記されているのみで、原告・被告の主張を比較した上で、何を根拠に被告の主張を採用したかについては全く記されていない。

ここでは一例として、原子炉の事故防止にとって重要なECCS問題を挙げる。ECCS(緊急炉心冷却装置)とは、一次冷却系の配管が破断した場合等(一次冷却材喪失事故)に、炉心溶融を防止するための唯一の装置である。開発審査は、

当した柏木裁判長も、全く争点を理解しえなかつたし、本誌の読者も又、その全体像を把握することはかなり難しいと思われる。そこで、ここでは工学的問題点を学問的な項目とに述べるのでなく、判決のもつ不当な姿勢などに、その特徴的な例を引いて説明することにした。従つて、工学的な内容の理解が困難な場合でも、判決が如何に不当な姿勢で書かれたかを読み取つていただければ幸いである。

イ はじめに

原子力をめぐる科学・技術は非常に広範かつ複雑であり、いわゆる複合領域と呼ばれる学問分野に属している。従つて結審のわざか四ヶ月前から本件訴訟を担当したとて重要なECCS問題を挙げたとて重要なECCS問題を挙げたといつては、ECCSの実証性は今のところ得られていない。

判決も認めているように「未知の要素を計算によつて説明することはできな

」(判決理由書、Ce-9) ということは当然である。そして、一次冷却材喪失事故については、まさに発生する物理現象 자체の把握が不十分なのであり、こうした現象をコンピューターの計算によって予測することはできないし、計算に保守性があるかどうかを確認することもまた困難である。にも拘らず、判決は右の認定の舌の根も乾かないうちに「現実を総合的に評価し得る解析コードが作成され妥当性があるとの評価を得ている」(同、Ce-12)と、一変して被告の主張を採用している。解析コードに妥当性があると評価しているのは被告側の専門家であり、それに反対する専門家もまた多数いるのである。裁判では、両者の判断のどちらに合理性があるかの検証をこそすべきであるにも拘らず、そうした検証はなされず、ただ被告側の主張のみが採用されているのである。ここに、国側専門家という権威に対する自信を見て取ることができる。

ハ 爭点の無視

判決には、争点を無視している部分が多い。一例として原子炉設計で重要な因子であるホットチャンネル係数の問題が挙げられる。このホットチャンネル係数については、被告が企業秘を理由に合計一ドと併記している。そしてこの改訂後の数値と図を、松山地裁・高松高裁の文

書提出命令を無視して秘匿し続けていた現象をコントローラーの計算によつて予測することはできないし、計算に保有する。ホットチャンネル係数が、仮りに五%でも高くなると、被告の資料によつて予測することはできないし、計算に保守性があるかどうかを確認することもまた困難である。ところが、理科年表改訂後も事故時に燃料が溶融することになり、この係数の妥当性の確認は原子炉の安全性にとって重要であった。

ところが、自ら出した文書提出命令が無視されていて、ホットチャンネル係数の妥当性の確認がなしえないにも拘らず、判決では「本件原子炉の炉心核設計でホットチャンネル係数を二・六七としたことは相当であるとみられる」(同、Ce-30)と認定しているのである。当然のことながら、この認定の根拠の記載もないが、認定の根拠となる文書の提出命令自体が無視されていることすら無視してしまうのであるから、誠に驚くべき判決である。

こうした例は地震の評価についても挙げられる。伊方原発周辺の地震歴の審査は、理科年表記載のいわゆる気象庁マグニチュードを用いてなされている。このマグニチュードは從来から用いられてきた河角マグニチュードに比べて〇・五低い値になつておらず、地震のエネルギーとしては約六分の一に評価する」となっている。理科年表では、執筆者の交代によつて昭和四六年版からは、気象庁マグニチュードを括弧書きして河角マグニチュードと併記している。そしてこの改訂後の

昭和四八年に審査の行われた浜岡二号では、河角マグニチュードを用いて評価がなされており、原告は安全審査が場当たり的になされていると同時に、伊方に関する地震の評価は過小評価であると主張した(原告準備書面一三・八八三頁)。これに対して被告は、浜岡一号の審査は理科年表改訂前である(被告準備書面一三・八八二頁)と意味のない弁明を行つてしまったのであるから、誠に驚くべき判決である。

こうした例は地盤の評価についても挙げられる。伊方原発周辺の地盤歴の審査では、河角のマグニチュードが使用されただが、右原子炉の設置許可申請がなされた昭和四五年においては、まだ理科年表の前記改訂がなされておらず、そのため改訂前の理科年表によつて審査せざるを得なかつたもので……」(判決理由書、Cd-32)と述べているのである。これでは争点を無視するのを通りすぎて、裁判官は原告準備書面を読んでいなかつたと判断せざるをえない。

二 被告の主張すら無理解

原子炉の設置に当たつては、「原子炉

は、理科年表を参照したとしてこの括弧書きの気象庁マグニチュードが用いられたのである。ところが、理科年表改訂後「仮想事故」を想定し、そうした事故時にも周辺公衆に著しい放射線障害を与えないようしなければならない。

「立地指針」は原子力に関する他の法規と同様、定量的「基準」を与えていない、「重大事故」「仮想事故」の内容も規定していない。従つて、この場合も又、如何なる事故を想定するかは、ひとえに被告側の専門家なるものの判断にかかる。

先にも述べたように、立地指針制定時にはなつておらず、原告はこの点について改めて裁判所の注意を促していた(原告準備書面一五・四四頁)。それにも拘らず、判決ではやはり被告の主張をそのまま書きつづけ、「浜岡一号炉の安全審査では、河角のマグニチュードが使用されただが、右原子炉の設置許可申請がなされた昭和四五年においては、まだ理科年表全燃料が溶融したと仮想した上でも、なおかつ格納容器は健全であると仮定しておらず、従つて日本でも初期の原子炉では、炉心溶融事故が起つても、格納容器の健全性は維持しうるものと考えられており、従つて日本でも初期の原子炉では、炉心溶融事故が起つても、格納容器の健全性を無視して、炉心内の全燃料が溶融したと仮想した上でも、なおかつ格納容器は健全であると仮定しておいた。その後、大型の原子炉で炉心溶融が起つれば格納容器の健全性も維持できないことが明らかとなつたが、格納容器の健全性がないと仮定すると、不可避的に周辺公衆の重大な放射線障害を予測することになる。そこで一九七〇年の玄海一号以降の安全審査では、「ECCSは確実に動するので炉心溶融は起らなければ、格納容器内に全燃料が溶融したと考へた場合に、相当する核分裂生成物の(格納容器内へ)

1978.7.1 (No.668)

の）放出のみを仮定し、格納容器の健全性は守られる、という立場をとったのが、東大教授などは、その著書の中で、明確に炉心溶融を想定すると書いているのである。

しかし、発電炉のような大型の原子炉で炉心溶融を仮定してしまうと、周辺公衆の被曝が避け得ないことは前述した通りであり、従って被告国側は、事故の想定が如何に不合理であろうとも、一貫して炉心溶融の発生自体は否定し続けたのであった。ところが判決では「仮想事故として一次冷却材喪失事故の場合には、炉心溶融に至ることまでの想定はしている……」（判決理由書・Ce-30）と被告の主張にもないことを勝手に断定し、「原子炉の安全防護施設がすべて健全性を心溶融したとしても」「格納容器その他の失う事態までは想定事故の内容・経過として予定」しなくともよい、とした勇敢な断定には、被告も驚いているに違いない。

立地指針によると「重大事故」「仮想事故」時には、それぞれ「人が居つづけること」「何らの措置も講じない」とを条件に公衆の被曝評価を行うことを規定している。人が居つづけるためには、当然そこで食物攝取等の生活を営むことになり、食物攝取による内部被曝も考慮すべきものと考えられる。少なくとも「何らの措置も講じない」と規定された仮想事故時には、当然食物制限等の措置も取られない解すべきであるから、食物攝取による内部被曝を考慮すべきことは当然である。しかるに、伊方炉を含めた原子炉の安全審査においては、食物攝取による内部被曝は全く考慮されていない。

これに対して、被告は準備書面一三で初めて弁明し、「想定事故は……観念的な現象」であるから「食物連鎖による内部被曝は考慮する必要がない」（被告準備書面一三・三三〇頁）と主張していだ。しかし、立地指針では観念的であるとしながらも、「想定した事故に対しても、「人が居つづける」或いは「何らの措置も講じない」という条件で被曝評価をするのを求めていたのであるから、被告の主張が無意味であることは明らかである。ところが、こうした明白な被告の誤りについては、例によって判決は無

木 告訴の主張にもない解釈

立地指針によると「重大事故」「仮想事故」時には、「人が居つづけること」「何らの措置も講じない」とを条件に公衆の被曝評価を行なうことを規定している。人が居つづけるためには、当然そこで食物攝取等の生活を営むことになり、食物攝取による内部被曝も考慮すべきものと考えられる。少なくとも「何らの措置も講じない」と規定された仮想事故時には、当然食物制限等の措置も取られないと解すべきであるから、食物攝取による内部被曝を考慮すべきことは当然である。しかるに、伊方炉を含めた原子炉の安全審査においては、食物攝取による内部被曝は全く考慮されていない。

視してしまふのである。そして「何の措置も講じない」場合とは積極的に防災に対する防災対策を採らない場合を、趣旨とのみ解すべきで、……食物連鎖による被ばくまで考慮する」必要はない（判決理由書・C.e-42）と、被告の張にもない解釈を勝手に持ちこんでしるるのである。食物制限が判決の言う積極的防災措置に入らないとすれば、一体が積極的防災措置に入るのかすら不明である。

被告の主張は誤りである。それに気が付いた裁判官は、判決でよく普通の常識ら無視し、立地指針を歪曲して解釈することによって、被告を救おうとしたものと思われる。

被告の誤りは無根

蒸気発生器破裂事故時の二種による被曝評価にあたっては、一次系から二次系へ漏洩した無機ヨー素のうち、二〇〇分の一しか環境への放出に寄与しないと仮定されている。この仮定の根拠を問われた被告は「水滴に溶けたままの形態で気相部へ移行した無機ヨー素が外部に出る割合は蒸気発生器出口の湿分含有率によって決まり、「湿分含有率は〇・二五パーセント以下に保持されるので、最大でも四〇〇分の一ということになる」（被告準備書面一〇・四〇八頁）と主張した。しかし、例えば二次系内

「湿分含有率が低くても、当然ヨー素も全量放出されてしまうのであり、二次系から環境への漏洩寄与量が「湿分含有率で決まる」等ということは到底ありえない。この点を原告から指摘（原告準備書面一三・八四九頁）された被告は「湿分含有率を蒸気発生器細管の破損部から蒸気発生器中に流入する一次冷却水中に含まれているよう素のうち、蒸気中の水滴に伴つて大気中へ放出されるものの割合であると仮定すれば」「……安全側の評価となる」（被告準備書面一三・三三五頁）と弁明している。しかし湿分含有率とは蒸気中に含まれる水分の量を重量百分率で表わしたもので、被告の「仮定」が成立しないことは科学的に明白である。また、こうした「仮定」を持ちこんだ段階で、被告は準備書面一〇での主張を変更したことになる。それにも拘らず、判決では「水滴に溶けたままの形態で気相部へ移行した無機ヨー素が外部へ主張を一字一句違わず引用し、それが「詰められる」と断定してくるのである。

原子力をめぐる科学・技術には未だに未知の領域が多数ある。格納容器や一次冷却系配管の健全性・蒸気発生器細管の健全性・平常運転時および事故時の燃料棒の健全性・工学的安全防護設置の有効性・地震動の評価・多種多様そして大量の配管を持った系の耐震設計等々、未だに経験も浅く、事故や故障に遭遇しながら進んでいるのが現状で、そのことは何よりも原発の設備利用率の低さが物語っている。しかし、こうした不十分性がある。

被告が文書提出命令を無視し一部の文書の提出を拒否するという困難な状況の中でも、原告は原発のもつそうした多くの不十分性を明らかにしてきた。しかし、判決はそれらを全て、「これのみで」、「このことから直ちに」「実例・実証によらない」などとして退けてしまった。しかし、こうした論法を用いるならば、被告の主張こそが退けられてしかるべきであった。何故なら、被告に「安全」の完璧なる立証が求められ、原告に「危険」の完璧なる立証が求められるべきではないし、少なくとも法庭における科学論争では、原告が被告を

ト おわりに——不明を安全にすりかえることは許されない——

はるかにしのいでいたのである。また仮りに、原告による「危険」の立証が、必ずしも完璧でないとしても、それは原子力が「安全」であることにはならない。

原子力の場合、我々の誤ちはほとんど

全て我々の子孫がひき受けることになる

のであり、不明を安全にすり変えてきた過去の悲惨な誤ちを繰り返すことは許されない。

〔参考文献〕(主なるものだけ)

○原告の主張に関するもの
準備書面一二

同 一三

以上については、

新憲法発足以来、数多くの憲法判例が蓄積され、それを通じて生きた憲法体系が編みあげられてきている。今や憲法のより深い理解のために、判例の研究は欠かすことできない。三版では、憲法を学ぶ上で、必読の基本判例を洗い直し、四一件を厳選し、第一線の憲法学者を中心とした執筆陣により、各ケースについて事実を詳細に紹介、関係判例・学説を引照しつつ問題点を整理・解説し、随所に執筆者の憲法論も展開した『判例による生きた憲法読本』である。

基本判例解説シリーズ1

憲法の判例

〈第二版〉

小林直樹 編

「大阪府北区神明町4第一神明ビル藤田一良法律事務所」から入手可能

○被告の主張に関するもの
準備書面一〇

同 一三

○全般的なもの

「原子力発電における安全上の諸問題」——全四冊——原子力技術研究会・発行所・原子力情報センター
(ここで・ひろあき=京都大学原子炉実験所助手)

判例研究の目的と方法について 1私法關係と基本的人権 2公務員關係 3尊屬殺害罰と法の下の平等 4懲罰定数の不均衡と法の下の平等 5地鎮祭と宗教分離の原則 6良心の自由と謝罪広告の強制 7わいせつ文書取締りと表現の自由 8公法上と表現の自由の報道・取材の自由と國家的利益 10選挙運動の自由の制限 11集会の自由と公園の使用不許可 12公安条例と道路交通法 13労働の自由と大学の自治 14職業選択の自由の制限 15外田移住の自由と旅券 16在留外国人の権利 17条例による財産権の制限 18財産権と正当補償 19適法手続と第三者の所有物の没収 20行政調査権と住居の不可侵 21プライバシーと表現の自由 22盗難器の使用とプライバシー 23自動車事故の報告義務 24迅速な裁判 25裁判を受ける権利 26生存権の性格 27大阪空港公害訴訟と環境権 28公権力による教育内容統制の限界 29公務員の労働基本権 30選挙権及び被選挙権の性格 31自衛権 安保条約・駐留軍 32平和的生存権・戦力・自衛隊 33衆議院の解散 34会社の政治献金 35最高裁判官の国民審査 36憲法立法院審査権の性格 37統治行為 38地方公共団体 39法令公布時期 40立法の委任 41条例と罰則 付最高裁判事